

介護輸送に係るタクシー事業（以下「患者輸送」という。）等許可基準の緩和措置

（平成 16 年 4 月以降適用）

● 患者輸送の許可（緑ナンバー） 市内ではあんしんネットワーク以外は全て患者輸送

区 分	緩和措置前	緩和措置後
輸送対象者の範囲	* 寝台車両を必要とする患者 * 車椅子を必要とする患者	* 介護保険の要介護者・要支援者 * 身体障害者手帳所持者 * 肢体不自由等による単独移動困難者
	要介護者（要支援者は対象外）は、訪問介護の通院等乗降車介助サービスの対象	
使用する車両	* リフト等特殊な設備を設けた自動車	* リフト等特殊な設備を設けた自動車 * 回転シート等乗降を容易にするための装置を設けた自動車 * セダン型の一般乗用車（但し、ヘルパー等の資格がある者が乗務することが条件）

● 自家用自動車（白ナンバー）の有償運送許可

指定訪問介護事業所のヘルパーが行う有償運送の許可（緑ナンバーを取得している運送事業者であることが必要。なお、有償運送の許可は事業者に対して行われるものではなく、許可申請をしたヘルパーに対して行われるものであることに留意。）

区 分	緩和措置前	緩和措置後
輸送対象者の範囲	-	* 訪問介護の通院等乗降車介助サービスの対象となる要介護者（要支援者は対象外）
使用する車両	-	* ヘルパーが所有する自家用自動車 * 車検上の使用者とヘルパーが使用契約を交わした自動車

NPO等が行う福祉有償運送の許可（緑ナンバーを取得している運送事業者である必要なし）

区 分	緩和措置前	緩和措置後
輸送対象者の範囲	-	会員として登録された次の者 * 介護保険の要介護者・要支援者 * 身体障害者手帳所持者 * 肢体不自由等による単独移動困難者
		会員として登録された要介護者（要支援者は対象外）は、訪問介護の通院等乗降車介助サービスの対象〔会員として登録された者以外はサービスの対象外〕
使用する車両	-	* リフト等特殊な設備を設けた自動車 * 回転シート等乗降を容易にするための装置を設けた自動車

注 1）NPO等が行う福祉有償運送の場合、地方公共団体が主宰する運営協議会の協議を経る必要あり。

注 2）NPO等が行う福祉有償運送にセダン型の一般乗用車を使用する場合は、地方公共団体が主宰する運営協議会の協議を経る前に、構造改革特別区域法による構造改革特別区域計画（セダン特区）の認定を受ける必要あり。